## ○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務1時間

当たりの給与額の算出に関する規則

平成 27 年 3 月 31 日 規 則 第 5 号

改正 令和5年3月24日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例 (平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号。以下「条例」という。) 第22条第1項の規定により、規則で定める勤務1時間当たりの給与額の算出にお いて減ずる時間に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出において減ずる時間)

第2条 条例第22条第1項の規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第10条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び同条に規定する年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては7時間45分に勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては7時間45分に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間)を乗じて得た時間とする。

附則

- この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(令和 5 年 3 月 24 日規則第 4 号抄) (施行期日)
- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。